

平成 20 年 6 月 6 日

各 位

株式会社北海道銀行

### 「排出権特定金外信託」の取扱開始について

北海道銀行（頭取 堰八 義博）は、住友信託銀行（取締役社長 常陰 均）との信託代理店委託契約に基づき、「排出権特定金外信託（金銭信託以外の金銭の信託）」の取扱を 6 月 9 日より開始します。

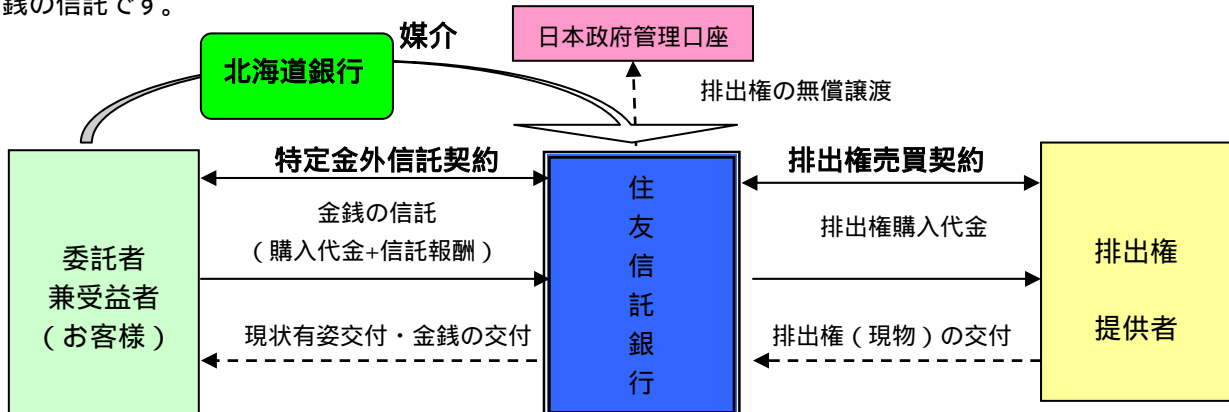
#### 記

##### 1. 目的

北海道銀行は、北海道洞爺湖サミット開催を目前に控え、環境ビジネスへの取組強化の一環として、京都議定書の第一約束期間に入った排出量削減に貢献できる排出権取引の小口購入が可能な商品を提供します。これにより、道内においても排出量削減に関心の高いお客様のニーズにお応えてしていくことができます。今後とも当行は、地域社会に対し、環境改善につながる金融商品・サービスの提案を行ってまいります。

##### 2. 排出権特定金外信託のスキーム・仕組

『排出権特定金外信託』とは、地球温暖化ガス削減の補完的措置として排出権を取得することを目的とした金銭の信託です。



- (1) 当行は、排出権の購入を希望するお客様に対し、排出権特定金外信託契約の媒介を行う。
- (2) お客様（委託者兼受益者）は、住友信託銀行（受託者）に金銭を信託し、特定金外信託契約を締結する。
- (3) 受託者は、特定金外信託契約に基づき、排出権提供者（商社等）との間で排出権の売買契約を締結する。
- (4) 排出権提供者は、発行された排出権（現物）を受託者へ交付（地球温暖化対策の推進に関する法律上の割当量口座簿における算定割当量の振替申請）し、受託者はそれに相当する代金を排出権提供者宛に支払い、受託者は、交付を受けた排出権につき、割当量口座簿上の信託記録を行い分別管理する。
- (5) 信託財産たる排出権は、委託者兼受益者の指図により、日本政府の管理口座へ無償移転するか、受託者の信託管理口座に留保（信託期間中）もしくは現状有姿するか（信託期間終了時）の何れかの方法により受託者が処分する。

以上

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社北海道銀行 法人営業部 法人企画担当 竹花 電話（011）233 - 1052  
信託代理店担当 阿部・盛 電話（011）233 - 1030

・今回募集分の概要

項目	内容
信託の名称	排出権特定金外信託
信託の目的	温室効果ガス削減の補完的措置として利用するために、算定割当量を取得すること。
信託財産	金銭及び算定割当量
排出権(算定割当量)の種類	以下、プロジェクトの稼働により発生する排出権(算定割当量)を予定
排出権購入先	丸紅株式会社
対象プロジェクト	<b>福建省建瓯市場墩小水力 CDM プロジェクト</b> 本プロジェクトによる電力は、近隣の 110kV の substation を得て福建省の電力網を經由し、華東電力網に供給される。 ( CDM 登録済、登録プロジェクト番号 1276 )
募集単位	1 口以上 1 口単位。1 口あたり CO2 換算で 1 口あたり 1,000 トン 取得スケジュール・2009 年：295 t、2010 年～2012 年：235 t の計 4 回
募集口数	1 口～127 口(127 口達成の場合、募集期間中においても募集終了)
当初払込金額	申込口数 1 口の場合 /1 口あたり 3,780,000 円(消費税、信託報酬込み) 申込口数 2 口の場合 /1 口あたり 3,307,500 円(消費税、信託報酬込み) 申込口数 3 口以上の場合/1 口あたり 3,150,000 円(消費税、信託報酬込み)
信託報酬	【第一信託報酬】 信託開始日において、一口あたり 157,500 円(消費税込) 但し、お申込口数を乗じて得られる金額が 472,500 円(消費税込)を下回る場合は 472,500 円を第一信託報酬とする。 【第二信託報酬】 各信託計算期日において、一口あたり 31,500 円(消費税込) 但し、お申込口数を乗じて得られる金額が 94,500 円(消費税込)を下回る場合は 94,500 円を第二信託報酬とする。
募集期間	2008 年 6 月 23 日～2008 年 6 月 27 日(特定金外信託申込書提出、資金払等)
信託期間	2008 年 6 月 30 日(信託開始日)～2013 年 3 月 26 日(信託満了日)
信託計算日	2009 年 3 月 26 日を第 1 回の計算期日として、毎年 3 月 26 日及び信託期間満了日
待機資金	住友信託銀行を受託者とする合同運用指定金銭信託(一般口)にて運用
中途解約	原則、不可
預金保険の適用	預金保険の適用対象ではない。
元本補填・利益捕捉	信託元本の補填及び利益の捕捉はない